

回 覧										

令和 7 年 9 月
兵庫県東播磨県民局
加古川土木事務所

関係者の皆様へ

土砂災害警戒区域等見直し確認のための 現地調査（基礎調査）のお知らせ

1. 今回の現地調査（基礎調査）について

平素より、県の土木行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、土砂災害防止法※では、土砂災害から人命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域（イエロー区域）および土砂災害特別警戒区域（レッド区域）を指定することとされており、加古川市域では、平成２０年に土砂災害警戒区域の指定（１巡目の調査）を、また平成２７年～３０年に土砂災害特別警戒区域の指定（２巡目の調査）を行っています。
このたび、前回の指定からおおむね７年が経過していること、土砂災害防止法でおおむね５年ごとに基礎調査を実施することとされていることから、下記のとおり３巡目の基礎調査を実施します。

【３巡目基礎調査の概要】

- 指定後に地形が改変された箇所等の区域の見直し
- 指定要件を満たしているにもかかわらず指定されていない箇所の新規指定
- 指定区域内の土地の使用状況や住宅等の増減の把握

つきましては、裏面の調査予定箇所において、身分証明書を携帯した下記調査会社の調査員が現地の確認を行いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。（当調査は、法律で定められた調査です。）

調査の結果、区域の見直しがある場合は改めてお知らせします。
※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称です。

2. 調査期間および時間

期間 令和 7 年 9 月～令和 7 年 11 月
時間 AM9：00～PM5：00

3. お 問 合 せ 先

【発注者】

兵庫県東播磨県民局

加古川土木事務所 河川砂防課 大谷 TEL:079-421-9395

【調査会社】

伸栄開発株式会社 坂田、横山 TEL:0791-66-0804

【調査員が携帯している身分証明書】

第○号

身分証明書

会社(法人)住所：○○市○○町○○-○
商号又は名称：伸栄開発株式会社
現行調査者の氏名：○○ ○○
上記の者は本県土木部が委託する調査に基づき、
下記業務について現地調査を行う者であることを証明する。
調査業務名 土砂災害防止法基礎調査業務
有効期間 (自) 令和 7 年 6 月 1 日
(至) 令和 8 年 3 月 25 日
発 行 日 令和 7 年 6 月 1 日
発 行 者 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
兵庫県東播磨県民局長
野 北 浩 三



土砂災害警戒区域等に指定されると？

●住民の皆様に対して

警戒区域内にお住まいの方に対しては、大雨等により危険度が高まった際には、避難指示等の避難情報が発令されます。日頃からハザードマップ等を活用し、危険な箇所を把握するほか、大雨時等には防災情報を収集し「早めの避難」を心がけましょう。

※市町から配布されるハザードマップに加えて、兵庫県 CG ハザードマップもご活用ください。

兵庫県 CG ハザードマップで検索



●市町や土地所有者等に対して

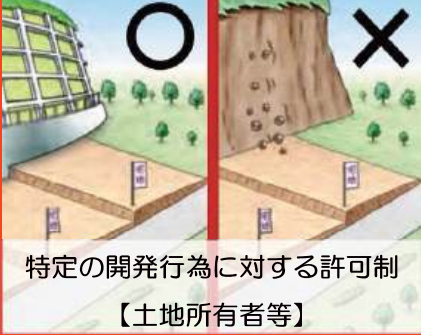
警戒区域等に指定されると市町や土地所有者等に対して以下の事柄が求められます。

●警戒区域では

警戒避難体制の整備【市町】



●特別警戒区域ではさらに



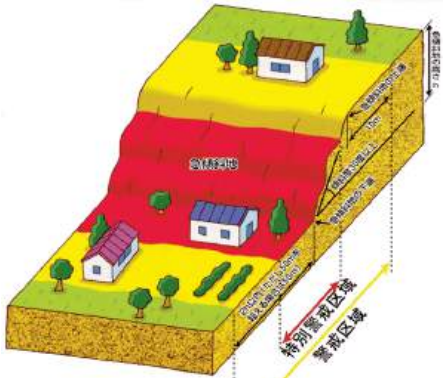
建築物の構造規制【土地所有者等】



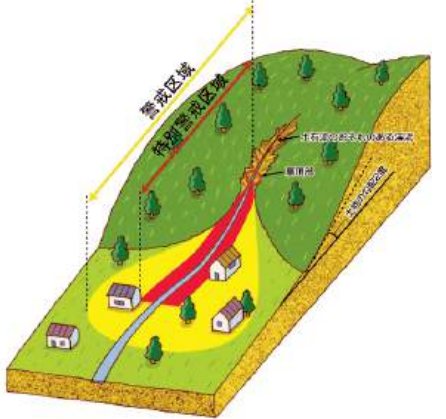
建築物の移転勧告【土地所有者等】



●急傾斜地の崩壊

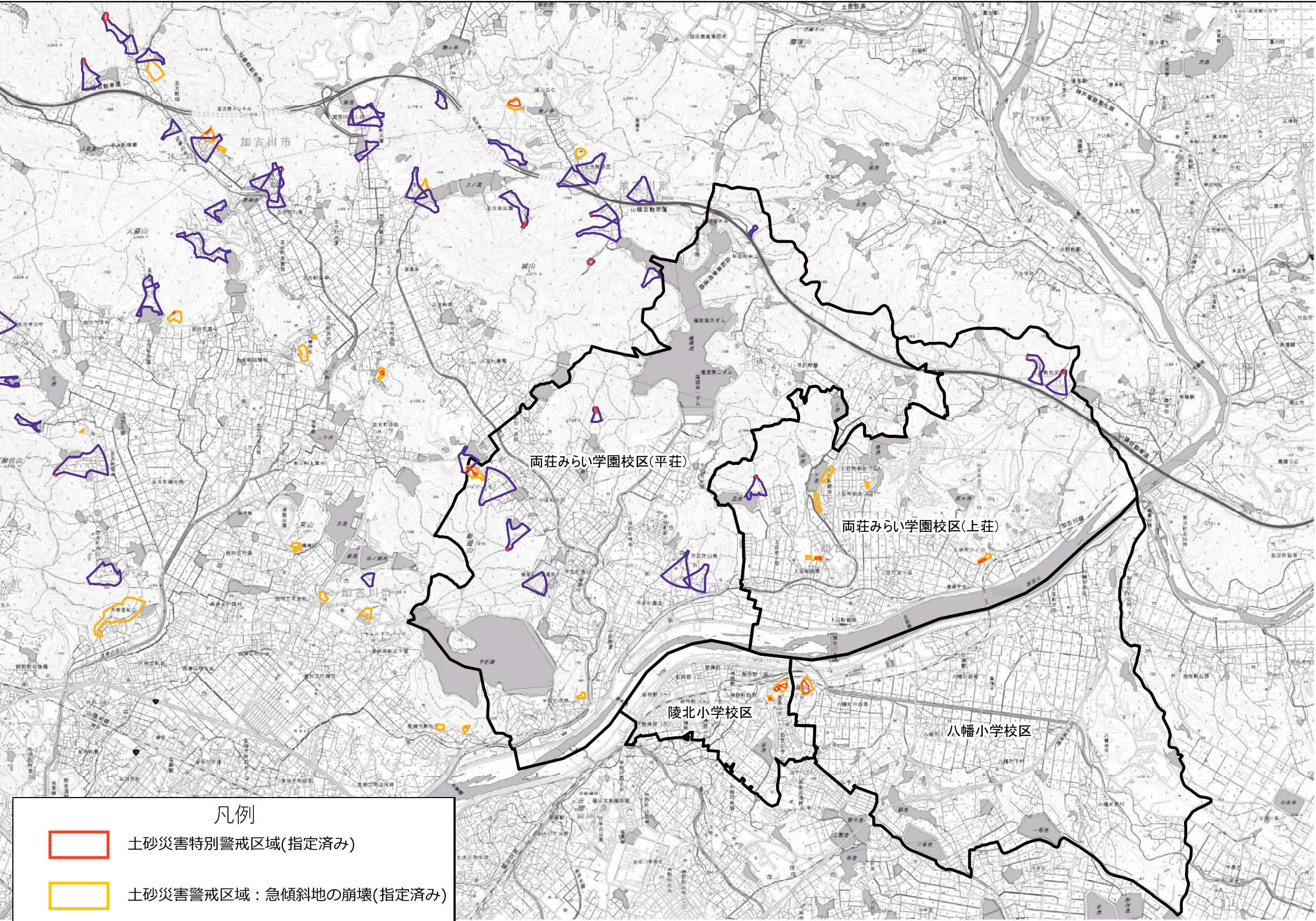


●土石流



（裏面あり）

【平荘町、上荘町、神野町、新神野、八幡町】加古川市調査予定箇所位置図



凡例

-  土砂災害特別警戒区域(指定済み)
-  土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊(指定済み)
-  土砂災害警戒区域：土石流(指定済み)
-  小学校区界



回 覧										

令和 7 年 9 月
兵庫県東播磨県民局
加古川土木事務所

関係者の皆様へ

土砂災害警戒区域等見直し確認のための 現地調査（基礎調査）のお知らせ

1. 今回の現地調査（基礎調査）について

平素より、県の土木行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、土砂災害防止法※では、土砂災害から人命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域（イエロー区域）および土砂災害特別警戒区域（レッド区域）を指定することとされており、加古川市域では、平成20年に土砂災害警戒区域の指定（1巡目の調査）を、また平成27年～30年に土砂災害特別警戒区域の指定（2巡目の調査）を行っています。
このたび、前回の指定からおおむね7年が経過していること、土砂災害防止法でおおむね5年ごとに基礎調査を実施することとされていることから、下記のとおり3巡目の基礎調査を実施します。

【3巡目基礎調査の概要】

- 指定後に地形が改変された箇所等の区域の見直し
- 指定要件を満たしているにもかかわらず指定されていない箇所の新規指定
- 指定区域内の土地の使用状況や住宅等の増減の把握

つきましては、裏面の調査予定箇所において、身分証明書を携帯した下記調査会社の調査員が現地の確認を行いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。（当調査は、法律で定められた調査です。）

調査の結果、区域の見直しがある場合は改めてお知らせします。
※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称です。

2. 調査期間および時間

期間 令和7年9月～令和7年11月
時間 AM9：00～PM5：00

3. お問 合 せ 先

【発注者】

兵庫県東播磨県民局
加古川土木事務所 河川砂防課 大谷 TEL:079-421-9395

【調査会社】

伸栄開発株式会社 坂田、横山 TEL:0791-66-0804

【調査員が携帯している身分証明書】



土砂災害警戒区域等に指定されると？

●住民の皆様に対して

警戒区域内にお住まいの方に対しては、大雨等により危険度が高まった際には、避難指示等の避難情報が発令されます。日頃からハザードマップ等を活用し、危険な箇所を把握するほか、大雨時等には防災情報を収集し「早めの避難」を心がけましょう。
※市町から配布されるハザードマップに加えて、兵庫県 CG ハザードマップもご活用ください。

兵庫県 CG ハザードマップで検索



●市町や土地所有者等に対して

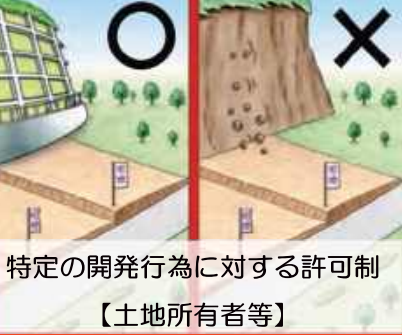
警戒区域等に指定されると市町や土地所有者等に対して以下の事柄が求められます。

●警戒区域では

警戒避難体制の整備【市町】



●特別警戒区域ではさらに



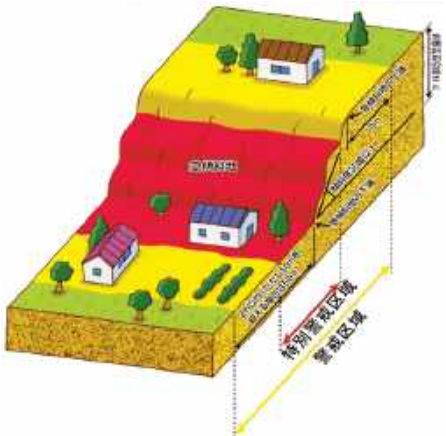
建築物の構造規制【土地所有者等】



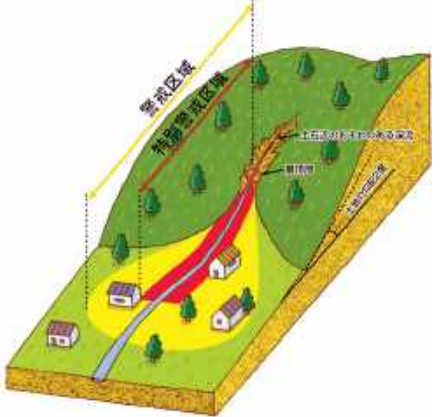
建築物の移転勧告【土地所有者等】



●急傾斜地の崩壊

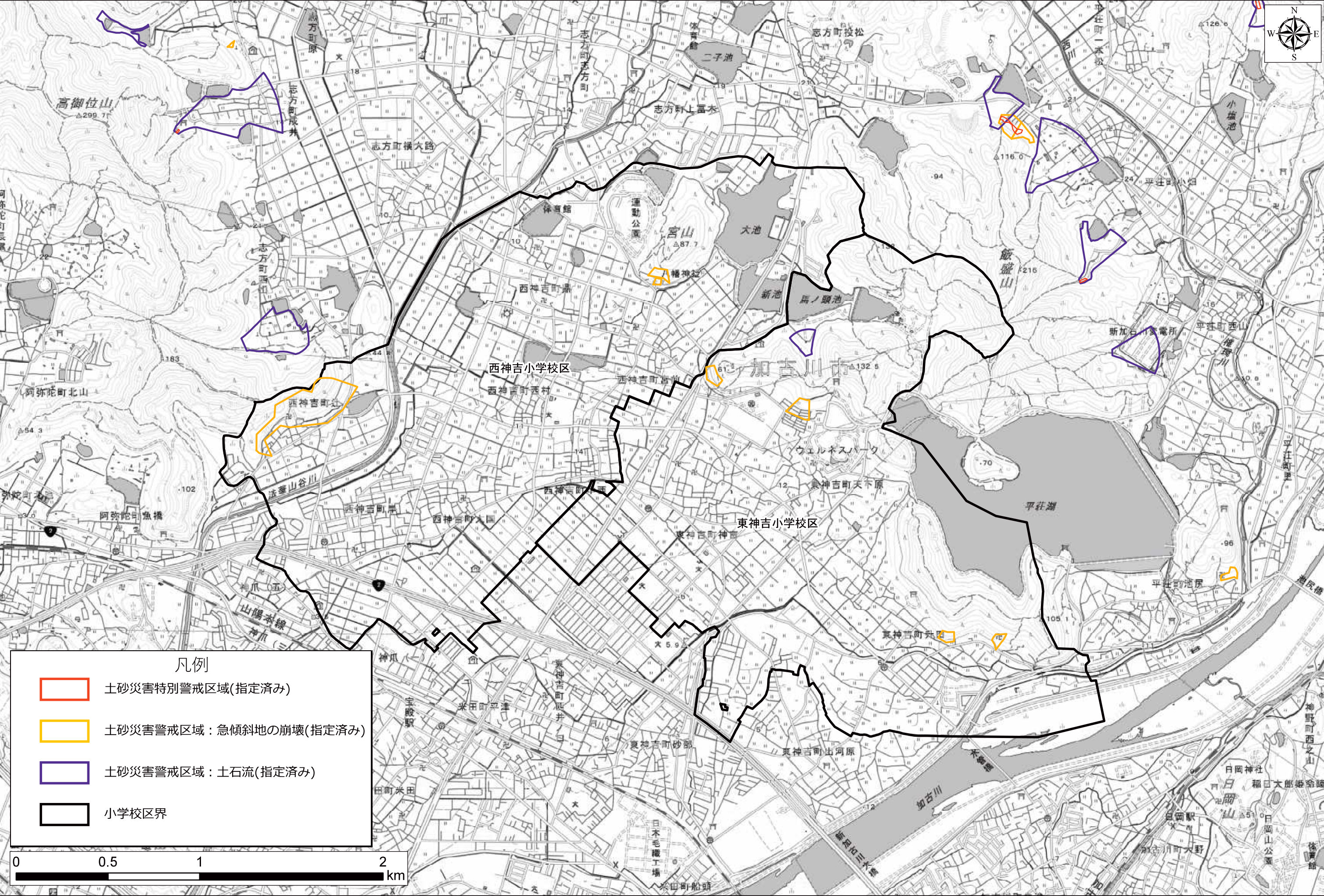


●土石流



（裏面あり）

【西神吉町、東神吉町】加古川市調査予定箇所位置図



回 覧										

令 和 7 年 9 月

兵庫県東播磨県民局

加古川土木事務所

関係者の皆様へ

土砂災害警戒区域等見直し確認のための 現地調査（基礎調査）のお知らせ

1. 今回の現地調査（基礎調査）について

平素より、県の土木行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土砂災害防止法※では、土砂災害から人命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域（イエロー区域）および土砂災害特別警戒区域（レッド区域）を指定することとされており、加古川市域では、平成２０年に土砂災害警戒区域の指定（１巡目の調査）を、また平成２７年～３０年に土砂災害特別警戒区域の指定（２巡目の調査）を行っています。

このたび、前回の指定からおおむね７年が経過していること、土砂災害防止法でおおむね５年ごとに基礎調査を実施することとされていることから、下記のとおり３巡目の基礎調査を実施します。

【３巡目基礎調査の概要】

- ・指定後に地形が改変された箇所等の区域の見直し
- ・指定要件を満たしているにもかかわらず指定されていない箇所の新規指定
- ・指定区域内の土地の使用状況や住宅等の増減の把握

つきましては、裏面の調査予定箇所において、身分証明書を携帯した下記調査会社の調査員が現地の確認を行いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。（当調査は、法律で定められた調査です。）

調査の結果、区域の見直しがある場合は改めてお知らせします。
※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称です。

2. 調査期間および時間

期間 令和７年９月～令和７年１１月

時間 AM９：００～PM５：００

【調査員が携帯している身分証明書】



3. お 問 合 せ 先

【発注者】

兵庫県東播磨県民局

加古川土木事務所 河川砂防課 大谷 TEL:079-421-9395

【調査会社】

伸栄開発株式会社 坂田、横山 TEL:0791-66-0804

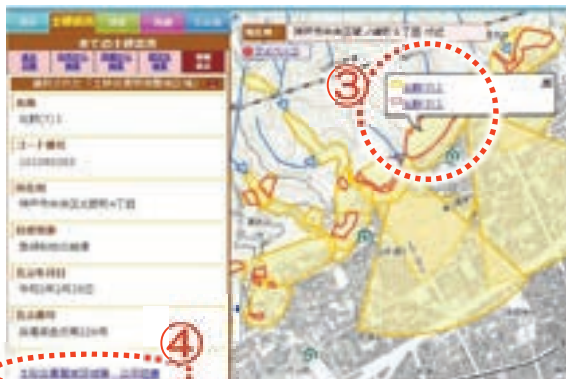
土砂災害警戒区域等に指定されると？

●住民の皆様に対して

警戒区域内にお住まいの方に対しては、大雨等により危険度が高まった際には、避難指示等の避難情報が発令されます。日頃からハザードマップ等を活用し、危険な箇所を把握するほか、大雨時等には防災情報を収集し「早めの避難」を心がけましょう。

※市町から配布されるハザードマップに加えて、兵庫県 CG ハザードマップもご活用ください。

兵庫県 CG ハザードマップで検索



●市町や土地所有者等に対して

警戒区域等に指定されると市町や土地所有者等に対して以下の事柄が求められます。

●警戒区域では

警戒避難体制の整備【市町】



●特別警戒区域ではさらに



建築物の構造規制【土地所有者等】



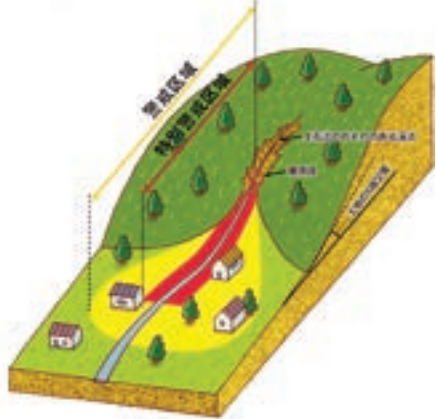
建築物の移転勧告【土地所有者等】



●急傾斜地の崩壊



●土石流



（裏面あり）

【志方町】加古川市調査予定箇所位置図

